



介護保険住宅改修について



©ゆでたまご / 原佐野市

住宅改修の概要

介護保険制度では、「要支援」または「要介護」と認定された方で、市町村が心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、手すりの取り付けなど厚生労働省の定める小規模な住宅改修を居住している住宅について行う場合、住宅改修費が支給されます。

支給には改修工事前に事前申請が必要です。改修工事をする前に必ず居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）等に相談してください。

住宅改修の種類

- 【1】 手すりの取付け
→転倒予防や移動または移乗動作を円滑に行うために設置する手すりの取付け
- 【2】 段差の解消
→敷居を低くする工事やスロープの設置、浴室の床のかさ上げなど
- 【3】 滑りの防止及び移動の円滑化などの為の床または通路面の材料の変更
→浴室や通路面の床材を滑りにくいものへの変更など
- 【4】 引き戸などへの扉の取替え
→扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置なども含む
- 【5】 洋式便器などへの便器の取替え
→和式便器を洋式便器に取替えや、便器の位置・向きを変更する工事も対象
- 【6】 その他上記【1】から【5】の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
→手すり取付けのための壁の下地補強など

支給限度基準額

- 同一の住宅で1人につき20万円です。対象となる工事費の7割から9割が保険給付費として支給され、自己負担額は1割から3割となります。
- 20万円の限度額内であれば、何回かに分けて改修することも可能です。また、20万円を超えた場合、その部分が全額自己負担となります。なお、本人または家族などによって住宅改修が行われる場合は材料費のみが対象となります。

（支給限度基準額のリセット）

- 転居された場合は支給限度基準額が20万円にもどります。ただし、住宅改修費の支給を受けた後に他の家屋へ転居し、その後以前の住宅改修の支給を受けた家屋に戻った場合は、最初の支給限度額が適用されます。
- 最初の住宅改修に着工した日から要介護度が3段階以上上昇した場合は、支給限度基準額が20万円にもどります。

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
要支援1	要介護3以上
要支援2・要介護1	要介護4以上
要介護2	要介護5

支給方法

- 事後申請書類受付日の翌月下旬に、口座振込により支給します。
- 原則「償還払い」での支給となります。
※「受領委任払」をご希望の方や、生活保護受給中の方は、ご相談ください。

【償還払い】

被保険者が施工業者に改修費用を全額支払い、後に市から被保険者の口座に改修費用の保険給付分（9割、8割または7割）を支給する制度です。

【受領委任払】

被保険者が施工業者に改修費用の自己負担額（1割、2割または3割）を支払、市から施工業者へは残額の保険給付分（9割、8割または7割）を申請書に基づき支払います。

住宅改修費支給までの流れ

介護認定を受ける

- ▶ 介護認定の有効期間より前の住宅改修工事は対象となりません。
- ▶ 介護認定が「非該当」と認定された場合は、住宅改修費の支給はできません。

改修について介護支援専門員に相談、施工事業者の選定

- ▶ 改修工事をする前に必ず居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）等に相談してください。
- ▶ 高齢者の住宅改修の知識を持ち、柔軟に対応してくれる住宅改修業者に依頼しましょう。

事前申請
※必ず施工前に申請してください

- ▶ 申請書や見積書など必要書類を代表者でとりまとめて、市へ提出してください。
- ☞ マイナポータルのぴったりサービスでも、申請手続きが可能です。
- ▶ 申請書類の詳細は住宅改修の手引きをご覧ください
- ▶ 入院中や入所中でも事前申請は可能ですが、退院・退所ができるまで、事後申請の受付はできず、住宅改修費の支給はできません。
- ▶ 改修工事前後に、現地確認を実施させていただく場合があります。

事前申請結果の通知

- ▶ 事前申請の内容確認後、結果通知を市より送付します。

施工・完成

- ▶ 結果通知の内容を確認後、施工してください。

事後申請

- ▶ 改修工事完了後、必要書類を市へ提出してください。
- ☞ マイナポータルのぴったりサービスでも、申請手続きが可能です。
- ▶ 申請書類の詳細は住宅改修の手引きをご覧ください。

支給

- ▶ 償還払いの場合、事後申請受付日の翌月下旬に、口座振込にて支給します。

※事前申請の内容より変更する場合

事前申請の内容から、改修内容または金額が変更になった場合、再度事前申請が必要です。事前申請の内容と異なる改修をおこなった場合は、**保険給付の対象外**となります。

（例）手すりを1箇所追加や位置の変更をする場合 など
変更することがありましたら、必ずご連絡をお願い致します。



©ゆてたまご / 泉佐野市

詳細については、
「介護保険住宅改修支給申請の手引き」を
参照してください。

【申請及びお問い合わせ先】

泉佐野市役所 介護保険課 認定給付係

住所：〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

電話：072(463)1212 内線2162・2169